

みずほオートリース通信

2025年 1月号

明けましておめでとうございます。
本年も宜しくお願い申し上げます。



今年からEV車用充電カードの提供を始めます！

御社では外出先での充電に関する不安がEV車導入のボトルネックになっていませんか？

みずほオートリースは法人企業のEV車導入における課題のひとつである「長距離移動時の充電環境の確保」に対する不安を安心に変えるべく、お取引先さま向けに「**充電カード**」の提供を始めます。



どんなサービスですか？

- ◆リースご契約車両1台につき1枚「充電カード」を提供します。
- ◆北海道から沖縄まで日本全国約22,000口（2024年3月現在）の「eMP充電スポット※」をご利用いただけるサービスです。
- ◆カード1枚で、いつでも・リーズナブルな会員価格でEV車の充電が可能です。
- ◆スマートフォンから充電スポットや満空情報の検索ができます。
- ◆どの車両が・いつ・どの充電スポットで・何分間充電したのか管理できます。
- ◆料金のお支払先はリース料と同じくみずほオートリースです。

※eMP充電スポットは、高速道路のサービスエリア・道の駅・コンビニ・ホームセンター・自動車ディーラーなどに設置された（株）e-Mobility Powerが提供するサービスです。

充電カードの利用シーンは「経路充電」です

充電シーン	基礎充電	経路充電	目的地充電
主な設置場所	自宅・事務所など	高速SA/PA、コンビニなど	商業施設、宿泊、レジャー施設など
利用シーン	車を使用しない時間帯での充電	移動途中での充電	到着までに使用した電気を充電
充電方法	普通充電	急速充電	普通充電

画像及び出典：（株）e-Mobility Powerホームページ <https://www.e-mobipower.co.jp/> 参照 一部引用の上当社で作成

弊社営業担当が詳しいご案内を致します。
お問い合わせください！

「リース会計基準」が改正されます

改正のポイント

現行リース会計基準

資産	負債
リース資産 ファイナンス リース	リース債務 ファイナンス リース 資本
オフバランス オペレーティングリース	

新リース会計基準

資産	負債
使用権資産 ファイナンスリース オペレーティングリース	リース負債 ファイナンスリース オペレーティングリース 資本

従来の「ファイナンスリース」と「オペレーティングリース」の分類が廃止になり、原則、すべてのリースについて「使用権資産」と「リース負債」として、貸借対照表に計上することになります。

適用される会社について

上場企業、会社法監査対象法人等、及びその連結子会社、関連会社等が対象です。
※中小企業は本会計基準が強制適用されない為、引き続き現行基準同様の会計処理(オフバランス)が可能です。

一部のリース取引は、現行基準同様「簡便的な取り扱い」ができます

次のリース取引は、「使用権資産」と「リース負債」を貸借対照表に計上せず、現行基準同様にリース期間にわたって原則定額法で費用計上する「簡便的な取り扱い」が可能です。

- ◆ リース期間12ヶ月以内の短期リース
- ◆ 所定の要件を満たす少額リース
(主に1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引)

適用時期

2027年4月1日以降開始の事業年度(2025年4月から早期適用可)

上記ご案内は要点を纏めたものです。詳細につきましてはのご説明は弊社営業担当が承ります。